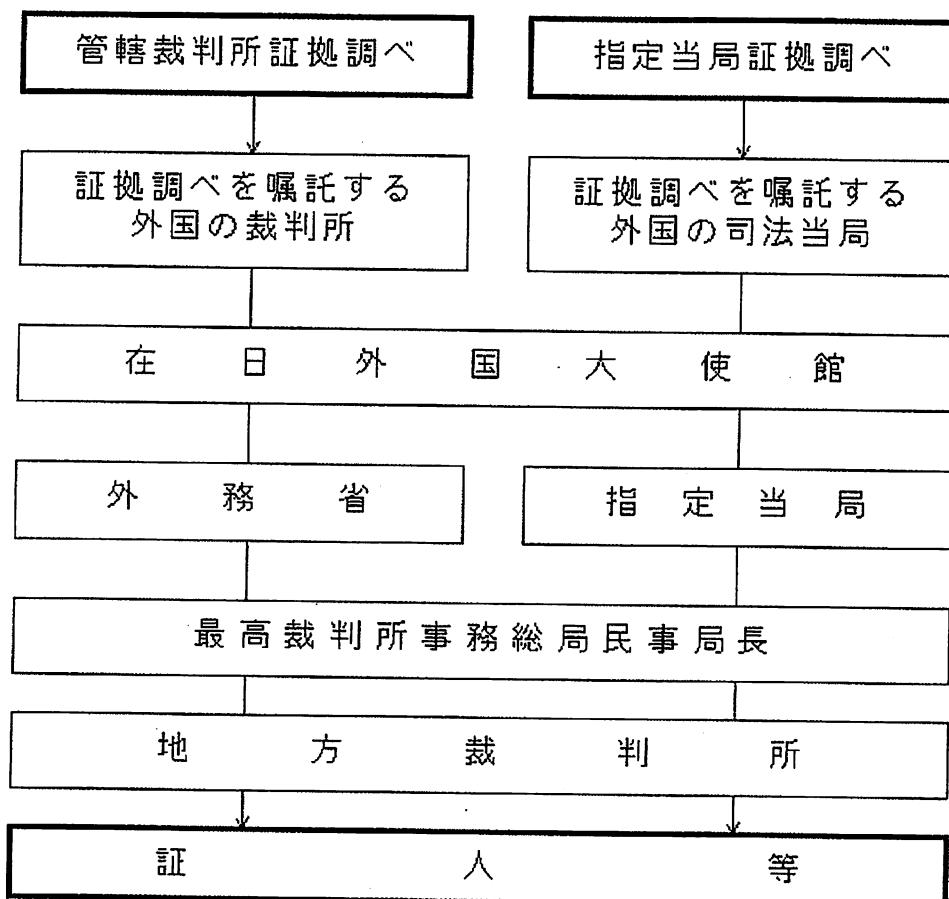


証拠調べ受託手続に関する関係書類の送付経路図



外国から我が国に対して証拠調べを依頼する方法としては、次のものがある。

- (1) 指定当局証拠調べ（民訴条約に基づき、我が国の指定当局である外務大臣を経由して我が国裁判所に対して証拠調べを嘱託してくるもの）
- (2) 管轄裁判所証拠調べ（二国間共助取決め又は我が国の応諾に基づき、我が国裁判所に対して証拠調べを嘱託してくるもの）

(1) 指定当局証拠調べ

ア 外国からの嘱託

民訴条約の締約国の大蔵省から、我が国の指定当局である外務大臣（特例法2条）に対し、我が国裁判所あての嘱託書及び添付書類（尋問事項書等）が送付される。これらには、当該国の外交官による翻訳証明のある日本語の訳文が添付されている（民訴条約10条）。

イ 管轄裁判所への送付

嘱託書及び添付書類は、外務省から最高裁民事局長あてに送付され、最高裁民事局長から管轄裁判所（証拠調べを行うべき地を管轄する地方裁判所一特例法3条2項）の長あてに送付される。

管轄違いによる移送については、指定当局送達の場合と同様である（特例法4条）。

ウ 期日の通知・呼出状の送達

嘱託当局が証拠調べの期日及び場所の通知を要請しているときは、嘱託を受けた裁判所は嘱託当局に対し、その通知を行う（民訴条約11条2項）。

通知を行う場合は、日本語による通知書（記載例I-2参照）を作成した上、当該裁判所の長から最高裁民事局長に対しその送付を依頼する（記載例I-1参照）。

この通知を行ったときは、当事者に対する期日の呼出しを要しないが、通知を行わない場合には、当事者が期日に立ち会わない旨を明示しない限り、呼出状を送達する必要がある。呼出状の送達は、証拠調べを嘱託してきた外国の裁判所に嘱託することにより行う。その旨の嘱託書（記載例I-4参照）を作成して、最高裁民事局長に対し送付を依頼する（記載例I-3参照）。

エ 証拠調べの実施

証拠調べは、我が国の民事訴訟法に従って行う（民訴条約11条1項、14条1項、特例法5条）。ただし、嘱託に際して特別の方法により行うことを要請しているときは、その方法が我が国の国内法秩序に反しない限り、その要請に応じる（民訴条約14条2項）。

また、証拠調べを行うに際し裁判所のした裁判については、当該裁判所を受訴裁判所とみなして不服申立に関する民事訴訟法の規定を適用する（特例法9条）。

オ 送付依頼

証拠調べ終了後、証拠調べを行った裁判所の長から最高裁民事局長に対し調書等の送付を依頼する（記載例I-5参照）。

依頼の際に添付すべき文書は、次のとおりである。

(ア) 嘴託者あての書類送付書（記載例I-6参照）

(イ) 日本語で作成された調書等の訴訟記録

カ 費 用

証拠調べに要した費用は、裁判費から支出する。

費用のうち、証人又は鑑定人に支払った費用、特別の方法の実施により生じた費用等については、嘱託国に償還請求することができる。

償還請求できる場合には、指定当局送達の場合と同様に、嘱託国の大使館あての納入告知書と裁判所書記官作成の嘱託裁判所あての費用明細書を、調書等の送付依頼の際に添付する。

(2) 管轄裁判所証拠調べ

ア 外国からの嘱託

在日外国大使館から我が国外務省に対し、嘱託書及び添付書類（尋問事項書等）が送付される。

嘱託書は、外国の裁判所から我が国裁判所にあてたもので、証拠調べの対象となる者の氏名、住所等が記載されている（共助法1条の2第1項3号）。

嘱託書及び添付書類には日本語による訳文が添付されている（共助法1条の2第1項4号）。

イ 管轄裁判所への送付

嘱託書及び添付書類は、管轄裁判所送達の場合と同様に、管轄裁判所に送付される。管轄裁判所は、証拠調べを行う地を管轄する地方裁判所である（共助法1条2項）。

管轄違いの場合に移送しなければならないことは、管轄裁判所送達の場合と同様である（共助

法2条)。

ウ 証拠調べの実施

管轄裁判所においては、我が国の民事訴訟法に従い証拠調べを行う（共助法3条）。当事者が期日に出頭しない旨を明示している場合を除き、当事者を呼び出さなければならない。呼出状送達の手続は、指定当局証拠調べの場合と同様であり、証拠調べを嘱託してきた外国の裁判所に嘱託することにより行う。（(1)のウ参照）（記載例I-3、記載例I-4参照）。

エ 送付依頼

証拠調べ終了後、証拠調べを行った裁判所の長から最高裁民事局長に対し調書等の送付を依頼する（記載例II参照）。

依頼の際に添付すべき文書は、指定当局証拠調べの場合と同様である（(1)のオ、記載例I-6参照）。

オ 費用

証拠調べに要した費用は、裁判費から支出し、嘱託国に請求する（共助法1条の2第1項5号）。

請求の手続は、指定当局証拠調べの場合と同様である（(1)のカ参照）。